

# 重要な お知らせ

## 「長期使用製品安全点検制度」をご存知ですか？

平成21年4月以降に特定保守製品をご購入のお客さまへ

製品が古くなると、部品が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こす恐れがあります。「長期使用製品安全点検制度」では、メーカーなどに**所有者登録**することで、適切な時期に**点検通知**が届きますので、点検を受けてください（**点検には料金がかかります**）。

### 下記の対象製品（特定保守製品）をお持ちのお客さまは、所有者登録をしましょう

〈特定保守製品には、機器本体またはリモコンに「特定保守製品」と表示されています〉

#### 屋内に設置されているガス瞬間湯沸器及びガスバーナー付きふろがまが対象となります



開放燃焼式  
ガス瞬間湯沸器



半密閉燃焼式  
ガス瞬間湯沸器・ガスバーナー付きふろがま



密閉燃焼式  
ガス瞬間湯沸器・ガスバーナー付きふろがま



ガス製品を  
安心して長くご使用  
いただくために、  
法定点検の他に  
定期的な点検を  
お勧めします。

平成21年4月以前に購入されました製品も点検が可能ですので、詳しくはメーカーへお尋ねください（製品によっては、点検の結果で整備が必要な場合に整備用部品がない場合があります）。

※特定保守製品には、電気製品や石油製品もあります。詳しくはメーカーへお尋ねください。

電気製品：ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機

石油製品：石油給湯器、石油ふろがま、FF式石油温風暖房器



経済産業省／日本ガス石油機器工業会／日本ガス体エネルギー普及促進協議会

# 長期使用製品安全点検制度の流れ 「特定保守製品」を購入されたら

## 1

販売者から点検制度についての説明を受けます

※工務店、不動産販売者の場合もあります



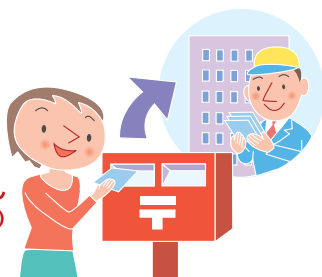
「長期使用製品安全点検制度」はメーカーに登録された所有者へ点検時期をお知らせして点検を促すことで事故を防止するための制度です。所有者票を返し、登録しましょう。点検時期が来たら点検を受けましょう。



※所有者登録をいただいた情報は、点検通知、リコール等の製品安全に関するお知らせに使用いたします。

## 2

所有者票を返送します(所有者登録)



点検時期の通知を受けるためには、所有者情報の正確な登録が必要です。変更の際は早めにメーカーにお知らせください。

※賃貸住宅・アパートなどで製品を家主さまが設置・所有している場合には、家主さまが所有者登録・点検のお申込みをしてください。

## 3

点検時期が来たら通知が届きます



### 特定製造事業者 連絡先

(株) ガスター 点検センター 0120-642-109

(株) 世田谷製作所 営業部管理課 03-3424-2121

(株) タイヘイ 本社 0256-92-7788

高木産業(株) 点検受付センター 0120-323-884

(株) 長府製作所 0120-921-971

(株) ノーリツ コンタクトセンター 0120-911-026

(株) ハーマン 点検受付センター 0120-780-137

(株) パロマ お客様相談室 052-824-5145

モリタ工業(株) サービス課 0120-446-252

リンナイ(株) 製品点検センター 0120-493-110

大阪ガス(株) お客様センター 0120-0-94817

東京ガス(株) お客様センター 03-3344-9199

東邦ガス(株) 特定保守製品点検センター 0120-872-909

お持ちのガス機器のメーカーが上記連絡先にはない場合には、以下にお問い合わせください。

社団法人 日本ガス石油機器工業会 03-3252-6101

## 4

点検を依頼します

※点検には料金がかかります



## 5

点検を受けます



### この制度のお知らせホームページ

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/system/01.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/01.html)

経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせください。

- |                         |                  |                        |                  |
|-------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| ● 経済産業省商務流通グループ製品安全課    | 03-3501-4707 (直) | ● 近畿経済産業局産業部消費経済課製品安全室 | 06-6966-6098 (直) |
| ● 北海道経済産業局産業部消費経済課製品安全室 | 011-709-1792 (直) | ● 中国経済産業局産業部消費経済課製品安全室 | 082-224-5671 (直) |
| ● 東北経済産業局産業部消費経済課製品安全室  | 022-215-9887 (直) | ● 四国経済産業局産業部消費経済課製品安全室 | 087-811-8526 (直) |
| ● 関東経済産業局産業部消費経済課製品安全室  | 048-600-0409 (直) | ● 九州経済産業局産業部消費経済課製品安全室 | 092-482-5523 (直) |
| ● 中部経済産業局産業部消費経済課製品安全室  | 052-951-0576 (直) | ● 内閣府沖縄総合事務局経済産業部商務通商課 | 098-866-1731 (直) |